



武豊町地域公共交通会議
会長 靱山 芳輝 殿



中運企交第64号
平成26年9月26日

町長	副町長	部長	課長	課長補佐	担	当

資料5-5①

中部運輸局長



平成27年度 地域公共交通確保維持改善事業費補助金（地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金）に係る生活交通ネットワーク計画（地域内フィーダー系統確保維持計画）の認定及び補助額の内定について

平成26年6月23日付けで申請のあった「平成27年度 地域公共交通確保維持改善事業費補助金（地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金）に係る生活交通ネットワーク計画（地域内フィーダー系統確保維持計画）」については、地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱 第18条により準用する第10条の規定により平成26年9月26日付け国総支第30号で国土交通大臣が下記のとおり地域公共交通確保維持事業に係る計画であるものとして認定するとともに、第18条により準用する第10条の規定により補助額を内定したので、通知する。

なお、今般の補助額の内定は、生活交通ネットワーク計画に基づき事前算定された運行経費を踏まえた補助見込額を、事業の計画的・効率的実施のために予め通知するものであり、実際の補助額については、平成27年度予算の成立を前提とし、かつ、当該時点で確立した予算の範囲内においてその額は確定することとなることを申し添える。

記

○地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金

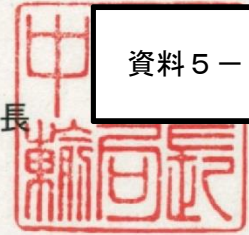
(運行系統数)	4 系統	(補助内定額)	6,932千円
---------	------	---------	---------

26.10 - 578,000
27.9 = 574,000
50%



中運交企第65号
平成28年2月19日

知多乗合株式会社
取締役社長 勝田 厚秀 殿



中部運輸局長

平成27年度 地域公共交通確保維持改善事業費補助金（地域内フィーダー
系統確保維持費国庫補助金）の交付決定及び額の確定通知書

平成27年11月30日付けで申請のあった「平成27年度 地域公共交通確保維持改善事業費補助金（地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金）」については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下、「法」という。）第6条第1項及び第15条の規定により平成28年2月19日付け国総支第52号をもって国土交通大臣が次のとおり交付することに決定し、あわせてその額を確定したので、法第8条及び第15条の規定により通知する。

1. 補助金の交付の対象となる乗合バス事業の運行系統は、平成27年11月30日付けで申請のあった運行系統のうち東海市に係る申請番号第1号～第8号、武豊町に係る申請番号第1号～第4号のものとし、その内容は交付申請書に記載されたとおりとする。

2. 補助金の確定額は次のとおりとする。

○地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金

運行系統数	補助金の確定額
12	13,931千円

3. 補助金の交付を受けた者は、次の条件に従わなければならない。

- (1) 交付を受けた補助金については、地域公共交通の確保維持の目的に従って、効率的な運用を図ること。
- (2) 補助金について収入及び支出に関する帳簿を備え、他の経理と区別して補助金の使途を明らかにしておくこと。
- (3) 補助金に関する前項の帳簿とともにその内容を証する書類を整理して、補助対象事業の完了する日の属する年度の終了後5年間保存しておくこと。

本確定通知書には、東海市のらんらんバスへの補助金も含まれています



中運交企第28号
平成27年9月29日

町長	副町長	部長	課長	課長補佐	担当

資料5-6①A

武豊町地域公共交通会議
会長 粉山 芳輝 殿



中部運輸局長



平成28年度 地域公共交通確保維持改善事業費補助金（地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金）に係る生活交通確保維持改善計画（地域内フィーダー系統確保維持計画）の認定及び補助額の内定について

平成27年6月29日付けで申請のあった「平成28年度 地域公共交通確保維持改善事業費補助金（地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金）に係る生活交通確保維持改善計画（地域内フィーダー系統確保維持計画）」については、地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱 第10条の規定を準用する第18条により平成27年9月29日付け国総支第31号で国土交通大臣が地域公共交通確保維持事業に係る計画であるものとして認定するとともに、下記のとおり補助額を内定したので、通知する。

なお、今般の補助額の内定は、生活交通確保維持改善計画に基づき事前算定された運行経費を踏まえた補助見込額を、事業の計画的・効率的実施のために予め通知するものであり、実際の補助額については、平成28年度予算の成立を前提とし、かつ、当該時点で確立した予算の範囲内においてその額は確定することとなることを申し添える。

記

○地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金

(運行系統数)	1 系統	(補助内定額)	5,554千円
---------	------	---------	---------



別添1

中運自旅一第759号
平成27年9月30日

豊知県バス対策協議会会長 殿

中 部 運 輸 局 豊 知 県



平成28年度 地域公共交通確保維持改善事業費補助金 (地域間幹線系統確保維持費国庫補助金及び車両減価償却費等国庫補助金) に係る生活交通確保維持改善計画 (地域間幹線系統確保維持計画) の認定及び補助額の内定について

平成27年6月30日付けで認定申請のあった「平成28年度 地域公共交通確保維持改善事業費補助金 (地域間幹線系統確保維持費国庫補助金及び車両減価償却費等国庫補助金) に係る生活交通確保維持改善計画 (地域間幹線系統確保維持計画)」については、地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱 第10条の規定により、平成27年9月30日付け国土交通大臣が地域公共交通確保維持事業に係る計画であるものとして認定するとともに、第10条及び第22条により準用する第10条の規定により下記のとおり補助額を内定したので、通知する。

なお、今後の補助額の内定は、生活交通確保維持改善計画に基づき事前算定された運行経費を踏まえた補助見込額を通知するものであり、実際の補助額については、平成28年度予算の成立を前提とし、かつ、当該時点で確定した予算の範囲内においてその額の調整を行ったうえで確定することとなる旨併せて通知する。

記

<補助内定額>

○地域間幹線系統確保維持費国庫補助金

(運行系統数) 63 系統 (補助内定額) 368,587 千円

○車両減価償却費等国庫補助金

(※公有民営方式車両購入費国庫補助金を含む)

(車両数) 27 両 (補助内定額) 29,074 千円



資料5-6①B

運行予定者名	運行系統名	確保維持費 国庫補助金
運行予定者計	22系統	
豊鉄/バノ	伊良湖支線(福祉C線切)	9621.0
豊鉄/バノ	作手	3635.0
豊鉄/バノ	新城病院上平井田口	7730.5
豊鉄/バノ	伊良湖本線(運美病院福祉C明神)	3904.0
豊鉄/バノ	新豊	13,783.5
豊鉄/バノ	伊良湖本線(豊橋休憩村明神)	20,062.0
豊鉄/バノ	伊良湖本線(運美病院田原駅保美)	10,530.5
豊鉄/バノ	豊川(豊川駅前)	2,044.5
豊鉄/バノ	豊川(豊川市民病院豊川駅前)	6,354.5
豊鉄/バノ	豊川(豊川市民病院)	2,259.5
運行予定者計	10系統	79,925.0
知多乗合	常滑	3,459.0
知多乗合	御崎	7,939.0
知多乗合	常滑(B)	1,738.0
知多乗合	樽須賀(A)	1,665.0
知多乗合	樽須賀(B)	2,126.0
知多乗合	常滑(C)	4,934.0
知多乗合	常滑南部	2,521.0
知多乗合	あいあいバノ(北部コース)	4,394.5
知多乗合	ゆめころん(赤ル一)	3,317.0
運行予定者計	9系統	32,093.0
名鉄東部交通	岡崎-西尾	4,721.5
名鉄東部交通	岡崎-西尾(西尾市民病院)	2,782.5